

刑事確定訴訟記録の 閲覧一部不許可処分について

——県知事後援会事務局長にかかる
政治資金規正法違反事件に関連して——

清 野 惇

1 はじめに

広島県知事藤田雄山氏（以下県知事という。）の後援会をめぐる政治資金規正法違反事件（政治資金収支の虚偽報告）の確定刑事訴訟記録について広島県議会の調査会がした刑事確定訴訟記録法（以下記録法という。）第4条1項に基づく閲覧申請に対して、県知事の後援会から「対策費」名目の金員を受け取ったとされる県議会議員18名（以下対策費受領議員という。）の氏名を黒塗り抹消して閲覧を認めた広島地検の記録保管検察官の閲覧一部不許可処分について、県議会側は平成18年12月裁判所に不服申立をすることなく、同条2項に基づき氏名開示を求めて改めて閲覧申請をしたが、記録保管検察官は記録法第4条3項に定める「閲覧につき正当な理由があると認められる者」に該当しないとして氏名の開示を拒否した¹⁾。その閲覧一部不許可処分に対し、平成19年3月20日付けで県議会は記録法第8条により広島地裁に不服申立（抗告）をしていたところ、同裁判所は平成20年3月21日に至り、漸く記録保管検察官の閲覧一部不許可処分を取消す旨の決定をした。この決定に対しては、双方から刑訴第433条による特別抗告がなかったため、抗告期間経過により同決定は確定した。

1) これについては、先に修道法学30巻1号掲載の拙稿「捜査情報の開示の規制に関する諸問題」においても言及した。

本決定は、氏名の閲覧を認める理由として、対策費を受領したとされる議員の氏名開示を記録保管検察官に求める再度の記録閲覧申請に関する議案が、県議会において全会一致で可決されており、決議に賛成した議員は、記録中に自分の氏名が記載されていることを明らかにされてもやむをえないとし不利益を甘受する意思を示していること、議員という公的地位にあった者は、その地位にかかわる事柄に関し、調査・批判を受けることにつき、一般人より受忍すべき範囲が大きいこと等を挙げている。

本決定の確定にともない、記録保管検察官は氏名を開示した供述調書の閲覧を認め、県議会はこれを閲覧し、その氏名情報は議長の手元に留保され、その取扱が議会で論議されたが、氏名開示の是非について調査を委嘱された弁護士の開示不適當の意見に基づき、結局、氏名開示はなされずに調査は終結するに至り、県民の間に疑問の声が上がっているが、以下において本被告事件の確定訴訟記録の閲覧をめぐる提起された法的諸問題について若干の考察をしてみたい。

2 対策費受領議員の氏名秘匿

県知事の後援会の事務局長にかかる上記被告事件の冒頭陳述において、検察官は、その犯行の動機として「同氏の後援会では、平成5年の県知事選以降、毎回県知事選において、県内各種議員へ対策費と称して現金を支払うなど多額の出費が必要で、同対策費の支出は激戦のときには数億円、無風選挙のときでも数千万円にのぼり、その支出は収支報告書等に記載しなかった」旨陳述をし、その事実を証明する証拠として、事務局長の被告人と県知事の元秘書の供述調書等の証拠調べを裁判所に請求し採用されたが、公判廷での調書の朗読は省略されたため、外部の者には、対策費受領議員として何人の名が記載されているか不明のまま審理が終わり、被告人に対しては執行猶予付き有罪判決が言い渡されて被告事件は終結した。

ところで対策費受領者とされた議員等の捜査段階での取調べはなく、したがってまた供述調書も作成されておらず、冒頭陳述の問題個所を裏付け

る証拠は、主として被告人と元秘書の供述調書といってよい。

裏付けのない一方的な供述であっても、検察官が当該供述で対策費授受の事実を立証可能と考えるならば、当該部分を冒頭陳述で述べることに問題はないが、対策費受領者の取調べをしないことは、公職選挙法違反（買収）にも関連する捜査としては異例といわざるをえない。そのためであろうか、検察官は冒頭陳述では対策費受領者の氏名を伏せ、単に各種議員と表現しているが、ことは県知事選であるからして、この陳述から、その「各種議員」とは、主として県会議員を指すものと受け止められるのは当然であった。

検察官がこのような抽象的表現に止めたのは、被疑事件として立件していない対策費受領者の名誉を慮ばかったのと思われるが、そのことにより県会議員（以下議員という。）一般、更には特定派閥の議員に対して対策費受領の疑惑の目が向けられることになった。時期がたまたま翌平成19年4月の統一地方選を半年先に控えていただけに、立候補を予定している議員らはその疑惑を払拭する必要に迫られたといつてよい。

対策費受領者とされた18名の議員に対する検察官の配慮が、逆に議員一般の名誉を侵害するという結果をもたらしたのである。このような不都合な結果を招いたのも、虚偽の収支報告の動機を「対策費」の支出に置いたためであるが、被告人である事務局長が自白して争わない政治資金規正法違反という形式犯の犯罪事実の訴追・処罰にとって、そのことが必要不可欠であったかどうかは疑問である。

もっとも検察官には、知事後援会による選挙買収を公にすることにより、政治資金の収支の適正確保と同時に選挙の公正実現を狙ったと推察できないこともないが、矢張り慎重を欠いた処置といわざるをえない。

3 冒頭陳述に対する県議会の対応

検察官のこの冒頭陳述を受けて、日頃、知事派と反知事派とが議会運営をめぐる対立している広島県議会は敏感に反応し、「対策費」問題を究明

するための調査会を設置し²⁾、県知事後援会の事務局長の被告人（事件後事務局長退任）及び元秘書から事情を聴取しようとしたが、その協力が得られず、結局、対策費受領議員の氏名を知るためには同被告事件の確定を待ってその訴訟記録を閲覧する以外に方法がないことになり、県議会調査会は同被告事件の確定後、広島地検の記録保管検察官に対し、同事件の確定訴訟記録の閲覧申請をしたところ、閲覧を許された被告人や元秘書の供述調書はいずれも対策費受領者の氏名を黒く塗り潰したものであった。しかも検察官からは閲覧の一部不許可の理由の告知もなされなかった。

この記録保管検察官の氏名不開示処分に対し、県議会は平成18年12月に全会一致で、改めて氏名開示を求めて記録閲覧の申請をすることを決議し、記録保管検察官に対し再度、記録の閲覧申請をしたが、同検察官は、県議会（調査会）は「閲覧につき正当な理由があると認められる者」に該当しないと氏名開示を拒否したため、翌19年3月20日県議会は広島地裁に対して、記録法第8条に基づき、閲覧一部不許可処分に対する不服申立をしたが、裁判所の判断が遅延し、申立て1年後の平成20年3月21日に至って漸く閲覧一部不許可処分を取り消す旨の決定がなされた。理由の如何を問わず余りにも遅い判断であり、司法による早期の信頼回復という県議会側の期待を裏切るものであった。

4 閲覧拒否事由としての「関係人の名誉侵害のおそれ」

県議会の再度の閲覧申請が認められ対策費受領議員の氏名が開示され

- 2) 本調査会は、地方自治法100条1項のいわゆる100条調査権をもつ委員会ではない。100条調査権は当該地方公共団体の事務に関する調査のために認められる強制力を有する調査権である。本調査会が県議会の議決により設置されたところからみると対策費問題を調査する110条の特別委員会のようなものであるが、条例に基づいて設置されていないので特別委員会でもない。したがって本調査会なるものは県議会それ自体を意味し、県議会の議決は県議会として同案件を調査する旨の決議であり、特別委員会のような調査機関を設置する議決ではないと解される。いずれにしても県議会が広島県という地方公共団体の事務とはいえない対策費問題につき調査活動をする法的根拠が不明といわざるをえない。

ば、当該議員が県知事選で県知事陣営に買収されていたことが明るみに出ると、議員としての品格が問われ、その名誉や信用が失墜することになるが、当時の県議会における議員の党派的对立を考慮するならば、議員によっては、その党派の立场上他の議員より大きいダメージを受けることも予想された。

しかも対策費受領議員の氏名が、被告人や元秘書等の供述から出ているとすれば、その供述の信用性が問題となりうる。信用性の薄弱な供述に基づく氏名の開示は当該対策費受領議員の政治生命を奪うことにもなりかねないが、記録保管検察官は事件の実体に関する証拠の証明力にまで立ち入って閲覧の許否を決する立場にはないので、被告人らの供述の信用性の有無の観点を5号制限事由の判断に持ち込むことは許されない。

ところで検察官は、その冒頭陳述において、議員らに県知事後援会から対策費が渡されたことを真実と主張し、その証拠として、被告人及び元秘書らの供述調書を提出し、判決もまたこれを採用しているのであるから、その主張内容の真実性は決して低いものではないといえる。

またこの対策費の授受は、公職選挙法に違反する犯罪行為であり、それは刑法第230条（名誉毀損罪）の2の2項の「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実」として公共の利害に関する事実とみなされるところ、対策費受領者の氏名を知るための閲覧申請が、県民の県議会や議員に対する信頼回復のためになされるのであれば、閲覧によって知り得た対策費受領議員の氏名の公表は、公益的目的によるものといってよく、当該対策費授受の事実が真実であることの証明があれば、同条1項により刑法第230条の名誉毀損罪は成立しないことになるし、また議員は特別職の地方公務員なので同法第230条の2の3項により、矢張り真実の証明があれば同罪は成立しないのである。

真実の証明については、たとえ適示事実が真実と証明されなくとも行為者において真実と信ずるに足る相当な理由がある場合にも故意はなく名誉

毀損は成立しないとするのが判例であり³⁾、閲覧により知り得た対策費受領議員の氏名を外部に公表しても、それが検察官の認定を信じてのことであれば「真実と信ずるに足る相当な理由がある。」場合に該当するといつてよい。

閲覧によって知り得た氏名が、閲覧者によって開示・公表され、関係人の名誉が害されるからといって、その開示や公表が名誉毀損罪とならない場合でも、なおかつ5号制限事由の「関係人の名誉を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき」に該当することになるのかという疑問が生じる。

5号制限事由が名誉の侵害と並べて「生活の平穩」の侵害を掲げているところからすれば、ここにいう「名誉の侵害」とは、名誉毀損罪の成否とは直接関係なく、関係人の社会的評価を低下させる場合一般を指すと解されるが、閲覧を認めた場合閲覧によって知り得た事項の開示や公表が名誉毀損罪を構成する虞があるかどうかという観点も、5号制限事由の有無を決する名誉侵害の受忍限度の判断にあたって考慮されるべきではないかが次に問題になる。

県知事選における対策費の授受という選挙買収行為は「公共の利害に関する事実」に該当することはいうまでもない。しかもその事実は検察官によって認定され、犯行の動機として判決によっても容認されているとみてよい。

被告人が虚偽報告の公訴事実を争わず、被告人及び元秘書の供述調書が証拠として採用され、これに対する何らの反証もなく審理が終了しており、判決も上記両名の供述に沿って事実認定をしているので、判決はこれを犯行の動機として肯認しているといつてよいが、対策費受領議員側の証拠が全く提出されていないところからすれば、本件犯行の動機としての対策費工作の主張を、真実と証明されたものとして受け止めてよいのかという疑

3) 最高裁判昭44・6・25刑集23-7-975。

問もないわけではない。もし対策費授受の有無に関する検察官の認定が相当ではないとすれば、氏名の開示はいわれなき汚名を対策費受領議員に負わせることにもなりかねない。

ところで記録保管検察官は閲覧拒否の判断にあたり、氏名の開示・公表による名誉毀損罪の成否や、犯行の動機とされている対策費授受の有無という事件の実体に関係する事実の存否にまで踏み込むべきではなく、本被告事件について確定判決が認定した事実（犯罪事実及び量刑事情）及び閲覧申請人が提出した閲覧申請の理由や必要性に関する資料に現れた事実に基づいて制限事由の有無、閲覧の許否を決すべきである。したがって対策費受領の真否を考慮して、その氏名の開示の許否を判断することは許されない。もしそのようなことが記録保管検察官に許されるとすれば、確定した被告事件を記録閲覧の許否の観点から再審査する権限を記録保管検察官に認めることにもなりかねないが、そのようなことが許されないことはいうまでもない。

名誉毀損罪の成否や犯罪事実等の真否は、閲覧によって知り得た事実を閲覧者が外部に開示・公表する段階で問題になる事柄であり、閲覧許否の判断の段階で記録保管検察官が考慮すべき事柄ではない。

5 記録法第4条1項但し書の特別閲覧資格

確定訴訟記録の閲覧は、いうまでもなく裁判の公正を担保する方策としての「裁判公開の原則」を補充する制度であり、裁判の傍聴と同様その資格を限定していないが、記録法第4条2項本文は、1号ないし5号の閲覧制限事由に該当する場合には、例外として閲覧を認めないとし、なおその場合でも、但し書で「訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者」については閲覧を容認している。

そこで但し書で特に閲覧を許される「訴訟関係人」と「閲覧につき正当な理由があると認められる者」の意義が問題になる。

訴訟関係人とは、法律の定めるところに従い訴訟手続に関与する者即ち

裁判官の外、検察官、被告人及びその弁護人など当事者の立場で訴訟に参加する者を指すと解されており⁴⁾、当該被告事件の被害者、証人及び鑑定人がこれに含まれるかどうかについては意見が分かれている。当事者に限る理由として、一般に訴訟の当事者は自己が当事者になった裁判が公正に行われたか否かに関して特に強い関心と利害とを有することから、閲覧制限事由の有無にかかわらず保管記録の閲覧を許すことにしたとする。

しかしながら当事者は自ら手続きに終始関与する者であるから、審理が公正に行われたか否かを記録によって確かめる必要は必ずしも大きくなく、むしろ当事者以外の手続関係者の方が自己の提供した情報の帰趨を知るために記録を閲覧する必要があるともいえるのである。記録公開を原則とする記録法の建前からすれば、刑事裁判の協力者として刑事訴訟に関与した総ての者を「訴訟関係人」と広く解すべきである。プライバシーの権利が強化された今日、確定訴訟記録の公開は、裁判公開の原則を補充するだけでなく、刑事訴訟に関与した者が自己の提供した情報の帰趨や取扱いを確認するための機会提供の役割を担うものといつてよい。

したがって証人や鑑定人は勿論法廷で尋問や意見陳述が認められる被害者も訴訟関係人というべきであり、また証人にならない被害者や参考人も、その供述調書が証拠として取調べられている以上訴訟関係人に含めるべきである。もし公判手続に関与しない者は訴訟関係人ではないとすれば、被害者や参考人は証人にならない限り、捜査手続の関係人であっても訴訟の関係人ではないことになる。法廷で口頭で述べるか、書面で述べるかによって、かような区別を認めるべき理由はないように思われる。自己が関与した刑事事件の審理の経過や帰趨に対する関心には両者の間に差異はない筈である。

被害者の権利擁護の見地から、公判手続への被害者の参加が現実化し、事件記録へのアクセスも強化されている現状からすれば、被害者をも訴訟関

4) 藤永ほか「大コンメンタール刑事訴訟法」8巻45頁

係人と認めるのは今日においては当然のことと思われる⁵⁾。ただここで注意すべきは、「訴訟関係人」は「閲覧につき正当な理由が認められる者」の場合とは異なり、名誉や生活の平穏が害せられる者との利益較量を必要とせず、無条件で、閲覧資格が与えられることである。したがって「訴訟関係人」の範囲は制限的に解すべきであるとの意見もあるが、裁判官、検察官は別格として、被告人とその弁護人に限るのは狭過ぎるといわざるをえない。広く解し、それによって不都合が生じる場合には、閲覧権濫用の法理で対応するか若しくは閲覧に条件を付けることによりその弊害を防止すべきである⁶⁾。証拠として採用された供述調書の上で対策費受領者とされた議員や冒頭陳述の結果対策費受領の疑惑を受けているその余の議員については、いかに広く解しても訴訟関係人とすることは無理である。しかしながらこれらの者も自己の名誉を維持するため、記録閲覧による対策費授受の関係者の探索の必要性は大である。

そこでこれらの者が「訴訟関係人」に該当しないとしても、閲覧資格の認められる「閲覧につき正当な理由があると認められる者」に該当しないかが問題となる。

記録法の立法関与者の解説によれば、それは「請求にかかる訴訟記録の閲覧について4条2項各号に掲げる制限事由が存在するが、閲覧の目的、閲覧の必要性、閲覧により生じるおそれのある弊害の内容・程度等諸般の事情を総合的に考慮して、これを閲覧させるのが相当であると認められる場合におけるその閲覧を請求した者をいう。」と説明されており⁷⁾、また裁判例は、確定事件記録を閲覧することにより得られる利益が国家・社会及び関係人らの損なわれる利益に比し優越していることをいうと解しているが⁸⁾、前者が挙示する事項は、後者の利益優越の有無を判断する場合に考慮

5) 平成19年法律95号による被害者参加に関する刑事訴訟法の改正

6) 福井地裁平成20・1・23決定、同年6・24最高2小特別抗告棄却、判例時報2011号161頁

7) 押切謙徳ほか「刑事確定訴訟記録法」137頁

8) 静岡地裁沼津支部平成元年12・7決定、判例時報1334号239頁

すべき事項を示していると考えられる。

但し書きによって閲覧が特に許されるのは、1号ないし5号の閲覧制限事由があっても、閲覧させることによって失われる利益より閲覧させることによって閲覧者が得る利益の方が優越していると判断される場合に、当該閲覧者は「閲覧につき正当な理由があると認められる者」に該当することになる。本件の場合、氏名開示によって失われる対策費受領議員の名誉と氏名開示によって回復されるそれ以外の議員の名誉との優劣の比較である。両者の比較較量にあたっては、前者の議員については、同議員らの対策費受領は、少なくとも検察官によって真実と認定された事実であること、対策費受領者とされる議員も県議会において全会一致で可決された実名開示を求める議案の賛成者に含まれること、その地位が公選された公職であること等の事情を考慮する必要があり、後者の議員については、冒頭陳述によって生じた対策費受領の疑惑を晴らすには、対策費受領議員の氏名を公表する以外に方法がないこと、これらの議員もその地位が県民の信頼に基づいていること、間近に議員選挙が控えていること等が考慮されることになるであろう。

氏名の公表を求める再度の閲覧申請を行うことの賛否を問う議案に賛成していれば、当該議員は氏名公表に関する限り、名誉の保護を受ける権利（プライバシー権）を放棄したということもでき、かりにそうでないとしても、閲覧の許可により氏名を知られることによって失われる対策費受領議員の不利益回避という利益（名誉の維持）が、閲覧により氏名を知ることによって得られるその余の議員の利益（名誉の回復）より、優越しているとは言い難く、対策費受領議員の名誉の失墜は受忍の範囲内のやむをえざる事態といつてよいであろう。

6 県議会名義の閲覧申請の性格

上述したところは閲覧申請人が議員個人である場合を念頭においてのことである。もし閲覧申請人が県議会という地方公共団体の機関である場合

は、後述のように別の考察が必要であろう。なんとなれば記録法第4条2項但し書の正当理由は、閲覧申請人の立場と関連する。対策費受領議員の氏名開示を求める必要性は、世間的にその疑惑を抱かれる現職及び元議員達にあると考えられるが、特にその必要性が高いのは、翌19年4月に施行される広島県議選に立候補を予定している現・元の議員達であろう。

その場合の記録閲覧の目的は、閲覧によって対策費受領者の氏名を認知し、自己にかけられている疑惑を払拭して選挙民の信頼を取戻すことにあると考えられる。即ち、閲覧によって氏名が明らかになった対策費受領議員以外の議員は、冒頭陳述にかかわらず、自分に対策費とは無関係であることを選挙民に訴えることができるし、また氏名を開示された対策費受領の議員等も、元秘書ら供述調書では対策費受領者とされているが、自分は受領していないと汚名挽回の反論をする機会を得ることになる。

ところで対策費受領者の氏名確認のために閲覧を請求したのは、県議会（調査会）であって個々の議員ではなかった。そこでこの県議会は記録閲覧につき正当理由がある者といえるかが問題になる。県議会が調査会を立ち上げたのは、前記の冒頭陳述によって生じた知事陣営による選挙買収の疑惑を究明し、知事の責任を明らかにすることを目的とするものであって、直接議員一般に向けられた対策費受領の疑惑を払拭し県民の信頼回復を狙ったものではなかったと思われる。

そうだとすれば県議会が設置した調査会なるものが、果たして現知事の選挙違反を究明するための調査権限を有するかどうか問題とされなければならない。仮に閲覧申請の目的が、県議会として対策費を受領した議員の責任追及にあったとしても同様である。

選挙で当選した県知事の選挙違反（買収）の有無を調査し、知事及被買収議員の責任を追求することは、現行地方自治法上議会の権限外のように思われる。もし県議会にそのような調査権限がないとすれば、調査会なるものは、議員が議会内に任意に立ち上げた県政刷新のためのグループに過ぎないことになり、その閲覧申請は県議会という公的な機関によるものと

はいいいしく、議員の立場での閲覧申請と考えざるをえないので、県議会（調査会）名義の閲覧申請の実態は、議員の政治活動の一環とってよく、こと閲覧申請に関しては県民一般のそれと同質のものといわざるを得ないのである。

もつとも県議会名義の閲覧申請が、対策費受領議員の氏名が秘匿された結果、議員としての自己が被ることになった対策費受領の疑惑を払拭し、県議会及び議員の信頼回復を図るための氏名確認を目的とするものであるならば、この場合の県議会名義は、議員全員の集団名称として使用されているとってよく、同名義による閲覧申請は議員による集団的閲覧申請と解され、前者の場合とは閲覧申請の目的も申請人も異なることになる。県議会は法人格を有しないことからすれば、そもそも県議会名義（代表者県会議長）で閲覧を申請すること自体問題であり、県議会名義の閲覧申請は後者と解するのが正当と思われる。

県議会名義の閲覧申請が、地方公共団体の事務と関係のない、県知事の選挙買収の責任追求を主目的とする県議会の調査活動の一環であるならば、当然のこととしてその法的根拠が問われることになる。法的根拠があれば、その閲覧申請は県議会の法人格の問題は別として、県議会の調査という公的活動として受け止められ、閲覧につき正当な理由があると認められる場合が多いであろう。

しかしながら県議会の調査活動が法的根拠を欠く場合は、それは議員が任意に組織する県政刷新グループの政治活動の一環に過ぎず、対策費受領議員の名誉を失わせてまで、これに協力して閲覧を認める必要性に乏しいという判断もあり得る。もつとも仮令法的権限に基づかなくても、県議会としての所定の手続を踏んで閲覧申請がなされている以上は、法的に疑問があつても県議会の調査活動として取扱い、調査目的とのかかわりにおいて正当理由の有無を判断すべきではないかという見解もありうるが、県議会の公的な調査活動に仮託して行われる閲覧申請を特別扱いすることには賛成できない。

この県議会名義の閲覧申請を、氏名が伏せられている対策費受領議員の氏名を開示することによって自己に向けられた対策費受領の疑惑を払拭する目的でなされる議員集団による閲覧申請と解するならば、氏名を伏せられている議員の名誉を尊重すべきか、それとも氏名秘匿のため疑惑を受けている議員の名誉を優先させるべきかという利益較量の問題となるが、選挙を控えた立候補予定の議員等が対策費受領の疑惑を晴らす唯一の方法が氏名開示にあり、しかも氏名秘匿議員の対策費受領については検察官の認定を受けていることを考慮するならば、前述したように、氏名秘匿議員の名誉保護の利益よりも、疑惑を受けて困惑している議員の名誉保護の利益の方が優位するといわざるをえないので、当該閲覧申請は正当な理由があるといつてよい。なお前述の通り平成19年12月の氏名開示請求が、県議会の全会一致の決議によってなされていることからすれば、この決議に参加した対策費受領議員は、その名誉保護の利益を放棄したことになるので利益の比較較量をまたずに、当然に後者の利益の優越が認められることになるであろう。

このように本件確定訴訟記録の閲覧申請について「正当な理由」を有するのは、県議会ではなく議員個人ということになる。検察官が県議会名義の氏名開示請求に対し、申請人は「閲覧につき正当な理由があると認められる者」に該当しないとして氏名開示を拒否したのは、詳細は不明であるが、このような観点も含めた判断と推測される。

7 検察官の冒頭陳述の問題点

記録保管検察官が本件確定訴訟記録中の対策費受領議員18名の氏名の開示を拒否したのは、開示することによって当該議員等の名誉や立場を失わせる虞があったからであるが、その虞があることを予め認識していたならば、それを回避する方法を検討すべきであった。検察官が冒頭陳述において被告人や元秘書の取調べにより明らかにされた対策費受領議員の氏名を挙げず、議員という抽象的な呼称で表現したのもその配慮からと思われる。

しかしこのような処置は、前述の通り、対策費受領議員等の名誉を保護することにはなる一方、他方において議員一般の名誉を侵害する結果になることに注意を向けるべきであった。

もっとも検察官には、対策費受領議員の名誉保護以外に別の配慮があったように思われる。というのは対策費受領者とさている議員について、その授受の有無に関して取調べを行った形跡がないことである。このことは当初からかどうかはともかくとして、検察官にこれら議員を選挙買収の被買収者として立件せずに、被告人の政治資金収支の虚偽報告の動機としてのみ取り扱う方針であったと推察できるが、その事実を冒頭陳述で犯行の動機として述べるならば、その事実を裏付ける証拠が必要であることは当然である。勿論その証拠の証明力の判断は検察官に委ねられるが、その判断は客観的に納得できるものでなければならない。

本件において検察官は、対策費交付者側の供述のみで対策費の授受を真実と認めながら、対策費受領者について敢えて刑事事件として立件しなかった理由については不明であるが、考えられるのは①公訴時効が成立している。②知事選後相当期間が経過しており、本件政治資金規正法違反の余罪として選挙買収容疑にまで捜査を広げることは県政を混乱させることになり適当でない。③上記②の理由から対策費受領議員の取調べを行わない以上被疑事件として立件するまでもない、かのいずれかであろう。

ところで起訴しない被告人の余罪を冒頭陳述で述べることの当否である。その余罪が立証可能であれば陳述すること自体には問題はないが、買収事犯のように必要的共犯の關係に立つ犯罪については、被買収者側の認識の有無が犯罪の成否を左右するだけに、買収者側だけの供述で買収の事実を認定することには慎重でなければならない。この見地からすれば、たとえ犯行の動機として扱うとしても、本件対策費交付の相手方である議員の取調べをせずに対策費の授受を認定すること自体問題があるといわざるをえない。

検察官には、当初からかどうかはともかくとして、上記の理由等から、

知事後援会の事務局長らの供述で発覚したこの対策費授受の事実を立件究明するまでの意思はなかったため、本来罪となるべき選挙買収を、単に被告人の犯行の動機として取り上げ、量刑資料として活用するに止めようとしたのが冒頭陳述における当該部分の陳述であるといつてよい。裁判所もまた被告人である事務局長が争わない以上その事実を犯行の動機として認定することは当然といつてよい。

しかしながら検察官は、対策費受領議員の氏名の挙示を避け、単に議員として表現するに止めたのであるが、検察官としてはこのよう氏名秘匿が如何なる結果をもたらすかを洞察すべきであった。

対策費受領議員の名誉にこだわるならば、供述調書の作成を工夫し、実名を記載した供述調書を作成しなければよく、また冒頭陳述で対策費問題に言及しなければよかつたともいえる。また対策費による選挙買収を犯行の動機として冒頭陳述の中で採りあげることが、本被告事件の訴追にとって必要不可欠であつたかどうかとも検討されなければならない。

ところで本件政治資金規正法違反は、虚偽報告書の提出という形式犯であり、被告人が争わなければ概ね執行猶予の判決で処理される事犯といつてよいから、動機や量刑事情の立証のため敢えて冒頭陳述において述べる必要もなく、それを裏付ける供述調書を証拠として提出する必要もなかつたということもできる。この見地からすれば検察官の事件処理は適切でなかつたということになる。その結果として県政を混乱させ、県民の県議会や県会議員に対する不信を招いているとすれば問題である。

8 開示された氏名の取扱

閲覧の一部不許可処分の取消決定に対しては、検察官及び県議会双方から特別抗告がなかつたため同決定は確定し、その結果秘匿された対策費受領者の氏名も開示され、県議会事務局の職員により、対策費受領者の氏名を開示した供述調書の写をもって県議会議長に報告された。

ところで議長は、氏名を開示された議員が真実対策費を受領しているか

どうかの確認の必要性和「県議会個人情報保護条例」による守秘義務の存在を理由に⁹⁾、氏名の公表を躊躇したため、一部議員から、何のための閲覧申請であり、準抗告であったかという厳しい批判がなされたこともあって、議長は議会の同意を得て、氏名を記載した供述調書の取扱について弁護士に相談したところ「対策費授受の真否の判断がつくまで県議の実名は議長以外の議員らには開示すべきではない、その真否の調査は第三者に委託するのが適当である」との同弁護士の意見をえて、平成20年6月同弁護士にその調査を公費で委託した。委託を受けた弁護士は、県議会が検察官から開示を受けた全証拠の検討と元事務局長、元秘書、氏名が開示された県議18名の聴き取り調査を試みた。その結果元事務局長及び元秘書は供述を拒み、県議18名のうち14人からは対策費受領の事実なしとの供述をえたが、残り4名は病気のため事実の有無の聴き取りはできなかつたとし、平成20年9月、事実の根幹というべき対策費の授受については、具体的状況を明らかにすることができなかつたとした上で、年月の経過からして、もはやこの点を明確にすることは不可能ではないかとの意見を付した調査報告書を議長に提出した。

最初の記録閲覧以来の県議会調査会の調査活動の経過からも、このような結論は予想しえたところであり、取えて弁護士に調査を依頼する必要はなかつたと思われるが、第三者の判断が対策費問題の幕引に必要であることは理解できる。調査報告書の結論からすれば、議員や県民に対する氏名の公表はしてはならないことになる。ところで氏名公表の是非を論ずる前に、県議会の議長は裁判所の決定に基づく閲覧情報の取扱について如何なる立場にあるかが問題となると同時に県議会は何のために確定訴訟記録の閲覧を求めたのかも改めて問い直されることになる。

閲覧申請の目的如何は、氏名公表の是非のみならず公表しうる範囲とも

9) 広島県議会個人情報保護条例(平成17・12・20条例66号)第6条は「議長は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のため、保有個人情報を議会内において利用し、又は議会以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない」とし、6つの例外事由を規定している。

密接に関連する。本件閲覧申請の目的については、前述したように二通りの見方が可能である。一つは県知事を公職選挙法違反で弾劾するための資料収集であり、今一つは冒頭陳述によって身に覚えのない疑惑を受ける議員らの疑惑払拭のための資料収集である。県議会がどちらの目的で閲覧申請したかは定かではない。おそらく双方の意図を有していたものと思われるが、主たる目的はどちらかというと前者にあったといえようか。もし前者の目的だとすれば、前述の通り、県議会に県知事の法律的、道義的責任を追及するため、同氏の公職選挙法違反や政治資金規正法違反の有無を調査弾劾する権限があるかどうかが問題になり、調査権がないとすれば閲覧申請について但し書の「正当な理由」は認め難いことになるし、また無関係な議員らにかけられた疑惑を晴らすという後者の目的の閲覧申請だとするならば「正当な理由」はあるといってよいであろう。もっとも法的に調査権がなくとも、調査目的でなされる県議会名義の閲覧申請については、その点を踏まえた上で、氏名不開示による名誉失墜の防止と氏名開示による名誉回復との利益較量により、その優劣を決めるべきであるが、その結果は氏名不開示に傾くであろう。

本件県議会名義による閲覧申請をどう解釈するかが問題となること前述の通りであるが、県議会もしくは議長名義はあくまでも形式であって、実質的閲覧申請人は個々の議員と解してこそ「正当な理由」が認められると解したい。

そうであれば氏名開示の結果、閲覧によって知りえた対策費受領議員の氏名は当然議員全員に伝達すべきことになり、議長が氏名を開示するか否かの決定権はないことになる。

これに対し県議会という地方公共団体の機関が名実共に閲覧申請人であるとするれば、閲覧によって得た情報は、議長が県議会に因ってその扱いを決める必要があるが、その取扱はあくまでも閲覧申請の目的（それは同時に閲覧許可の理由でもある。）に沿ったものでなければならぬであろう。すなわち県議会での県知事の弾劾の是非を判断するために必要な限度で県

議会に氏名を開示しなければならないのである。そのことは閲覧申請の目的が知事の責任追求と併せて対策費受領の議員の責任追求にあると解した場合も同様であろう。

これに対して対策費受領議員以外の議員にかけられた疑惑を晴らすことが閲覧申請の目的であるならば、対策費受領議員の氏名は選挙民すなわち県民に公表されなければならない。即ち前者では県議会内に、後者では県議会内外に対策費受領議員の氏名が公表されることになる。

閲覧申請が、いずれの目的によるにせよ、県議会名義でなされている以上、議会の手続に従い会議（公開の会議とするか秘密会とするかはともかく）において閲覧の結果を報告し対策費受領議員の氏名を開示しなければならないであろう。県知事弾劾の資料収集が閲覧申請の目的であるならば、それは当然のことである。

また閲覧の目的が議員一般にかけられた疑惑を払拭し県議会の権威や議員の名誉を回復するための資料収集にある場合は、氏名の本来の開示請求者で閲覧者（実際に閲覧した議会事務局員は単なる使者である。）である個々の議員が判断すべきことにならざるを得ない。しかしながら閲覧申請の目的が自己にかけられた疑惑の払拭にあるならば、全会一致でなされた実名開示の請求の結果を、選挙民に公表せずに済ますのでは疑惑解明ならず筋の通らない扱いといわざるをえない。

9 対策費受領議員の氏名の公表と記録法第6条

ところで記録法第6条は、閲覧者に閲覧で知り得た事項を「みだりに用いて」関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない義務を負わせているので、この義務との関係が問題になる。この義務を負うのは閲覧者であるが、県議会名義（議員の集団的名称として県議会名を使用する場合も含む。）でなされた閲覧申請の閲覧者は、現実に記録を閲覧した者（例えば、議会の委任を受けて閲覧する議員や議会事務局職員）だけではなく、県会議長は勿論のこと県議会を構成する議員全員と解すべきである。

したがって閲覧内容を知った議員は第6条の義務を負うことになる。記録閲覧の許否は閲覧目的と関連するが、第6条の閲覧者の義務は、閲覧目的と直接には関連しない。記録閲覧が認められたからといって閲覧目的の範囲内でなされた閲覧者による公表がすべて第6条の適用を排除するわけではなく、自らの責任において閲覧により知り得た事項を公表するか否かを、第6条の義務に照らして、判断しなければならないのである。

議長が、議会事務局員の閲覧を通じて知り得た対策費受領議員の氏名を議員全員に伝達することは閲覧者内部の問題であり、第6条の適用される場面ではない。同条の適用を受けるのは議長から氏名の伝達を受けた議員が、これを県民に公表する段階である。この段階では氏名の公表による名誉毀損罪の成否も考慮されるべきであるが、閲覧申請の目的の範囲内での相当な方法による必要最小限度の氏名の公表は、仮令、関係人の名誉を害することがあっても、同条の義務には違反しないし名誉毀損罪も成立しないと解される。

いずれにしても公表により氏名を開示された対策費受領議員は、その名誉が害せられることは避けられない。その対策費受領議員が、真実、対策費を受領しているならば、氏名公表による名誉の失墜も甘受しなければならないが、もしそれが事実でなければ同議員に対し回復し難い不利益を与えることになる。

現に、対策費受領者とされている議員らが対策費を受領したと断定することは早計であり、更に県議会において調査を進める必要があり、たとえ議会内といえども現段階で氏名を公表することは適当でないとする意見のあることは前述した。前記弁護士の調査報告書の立場も同様である。しかしながら検察官は事務局長である被告人や元秘書の対策費受領についての供述を真実と認め、それに基づいて対策費支出に関する冒頭陳述をし、裁判所もその事実を犯行の動機として認定しているといわざるを得ないことからすれば、検察官の認定を軽く扱うことは相当ではなく、その認定を受け入れて、これら議員が対策費を受領していると判断するのがむしろ当然

であり、また更に調査を進めるとして捜査機関でない県議会が新たに真実究明に役立つ証拠を収集できるとも思われないのである。

弁護士調査報告書も前述のように、真相解明は困難であるとする一方で、対策費授受については証拠不十分で認め難いと結論付けている。もしこの結論を押し進めるならば、検察官は立証できない事実を冒頭陳述で述べて議員の名誉と信頼を害し、しかもその名誉回復もなされ得ないとすれば、検察官は相当の責任を免れないことになる。

現在、閲覧により氏名情報を取得し保管する議長は、調査の終結を宣言し氏名情報の議会外への公表は勿論議員に対する伝達も拒否しているが、記録閲覧申請の目的からみて問題であり、県民の批判に耳を傾けて、今一度氏名情報の取扱を検討する必要がある。そもそもこのような困難な事態を招いたのは、もとはといえば検察官の事件処理の不手際であり、その責任は軽くないといえる。マスコミの報道は、対策費受領議員の氏名の開示にのみ関心があり、検察官の事件処理や公判活動の当否の問題には目を向けていないように思われる

10 氏名の開示と個人情報保護条例

このように閲覧申請の目的により氏名の開示・公表の範囲に広狭が生じるが、問題は氏名の公表と前述の「県議会個人情報保護条例」との関係である。

広島県では、県議会が扱う個人情報の保護のため上記条例を制定しているが、問題は県議会が広島地検の記録保管検察官の保管する確定訴訟記録の閲覧によって取得した対策費受領議員の氏名情報の扱いに同条例が適用されるかである。

同条例第6条1項は「議長は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を議会内において利用し、又は議会以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない」と規定し、2号において「前各号に掲げる場合のほか、相

当な理由があることを議長が認めて利用し、又は提供するとき」とする一方同条2項は「議長は、前項ただし書の規定により、保有個人情報を利用し、又は提供することによって、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。」と規定している。

ところで、氏名を開示した完全な訴訟記録の閲覧申請が、議会の全会一致の決議に基き県議会名義でなされ、その完全の開示された訴訟記録の閲覧により知り得た対策費受領議員の氏名は、まず県議会の代表者で県議会の事務を統轄する議長がこれを保有することになるが、県議会の調査活動が県議会の職務権限に基づく行為かどうかは別にして、県議会名義でした閲覧の結果取得した氏名情報を閲覧目的に沿って調査活動に利用することが、同条例第6条1項の適用を受ける保有個人情報に該当するかどうかである。同条例第2条2項は保有個人情報を「広島県議会事務局の職員が職務上作成し、取得した個人情報であって、議会事務局の職員が組織的に利用するものとして、広島県議会議長が保有しているものをいう。ただし公文書に記録されているものに限る。」と定義している。この定義からすれば、記録閲覧により議会事務局職員を通じて議長が取得した氏名情報は同条例にいう「保有個人情報」に該当するかどうかは疑問である。なんとすればこの氏名情報はそもそも議会事務局職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、議会事務局の職員が組織的に利用するものとして議長の保有するものとはいえないからである。

本件記録閲覧申請人としての県議会については、前述のように二つの理解が可能である。即ち一つは名実ともに地方公共団体の機関としての県議会であり、今一つは議員の集団名称としての県議会である。前者の場合は閲覧者は県議会即ちその構成員である議員であるが、後者の場合は閲覧者は個人としての議員である。いずれの場合も議長の立場は、代理人もしくは使者である事務局職員の閲覧によって得られた氏名情報を他の閲覧者である議員に伝達する、取り次ぎ者である。

したがって県議会名義による閲覧申請の性格を、前者、後者いずれに解

しても、議長は閲覧により取得した氏名情報を議員全員に伝達すべき責任があるといってよい。なんとなれば後者の場合は元々個人としての議員が閲覧申請人であり閲覧者であるが、前者の場合も、真の閲覧申請人は県議会を構成する議員であり、記録法第6条の閲覧者の義務を負うのも同様に議員だからである。このように議長が議会の代表者として閲覧によって取得した氏名情報を、個人情報保護を理由に他の議員に伝達せず、閲覧申請の目的に使用しないで手元に留置することは許されない。

それでは県議会が閲覧申請したことにはならないし、そもそも本件の氏名情報は、判断資料として議員全員が共有すべきものとして取得したものであり、議会議務局の職員が組織的に利用するために取得した個人情報ではないから「保有個人情報」に該当せず、「広島県議会個人情報保護条例」により、議長が議員への伝達を職権で留保しうる情報ではないのである。

問題は閲覧申請の目的が、県議会における県知事の責任追求のためではなく、冒頭陳述により個々の議員にかけられた被買収の疑惑を晴らすことにある場合である。この場合は閲覧により知り得た対策費受領議員の氏名を選挙民に公表し、自分は対策費の授受には関係がないことを説明する必要がある。

対策費受領議員の氏名公表にあたっては、記録法第6条の閲覧者としての義務に従い氏名情報を「みだりに用いて」関係人の名誉もしくは生活の平穩を害する行為は避けなければならないことはいうまでもない。氏名公表の方法としては、演説の他放送や新聞・雑誌等のマスメディアを利用することが考えられるが、第6条の義務からその手段・方法には、おのずと制約があり、興味本位の記事を掲載する週刊誌等の商業雑誌での公表は適当でないと考えられる。いずれにしても氏名の公表は、公表された当該議員に相当の打撃を与えることはいうまでもない。当該議員が元秘書等の供述にもかかわらず、対策費を受領していなければ、その受ける被害は甚大であるが、他方検察官の冒頭陳述がもたらした議員一般に対する買収疑惑によって被る対策費とは無関係な議員の不利益にも目を向ける必要がある。

結局は前述しているように、前者の場合の名誉失墜の防止と後者の場合の名誉回復とのバランスをどうみるかに掛かっているといえることができる。

被買収者として公表されることにより、その名誉を害せられたとしても、それが社会的に納得しうる相当な根拠に基づくものであるならば、当該議員はこれを受忍しなければならないであろう。本件では少なくとも検察官の認定という相当の根拠に基づくものであり、その氏名公表による名誉の侵害は、名誉毀損罪の成立を阻却する可能性が高いことを考慮するならば、対策費受領疑惑の払拭という他の議員の利益との対比においても、対策費受領議員の受忍の限度を超えるものではないといえる。

勿論、氏名を公表された対策費受領議員は、検察官の認定如何にかかわらず自分は潔白であると反駁することは可能であるが、現在においては、それが極めて困難であることは弁護士の調査報告書も認めるところである。

閲覧により対策費受領議員の氏名情報を入手した県議会は、前述のように、その開示・公表を巡って議員間で意見が分れているようであるが、県議会としては、上述の理由から議長は県議会の構成員である議員全員に対し閲覧によって知り得た氏名情報を提供し、提供を受けた議員は自らの責任において、これを選挙民に公表するかどうかを判断すべきであろう。もし議長が、弁護士の意見に従い、取得した氏名情報を、対策費授受の確証がないとして、自己の手元に留置し県議会の構成員たる議員に伝達することを控えるならば、その扱いは検察官の対策費授受の認定を否定することになり、被告人の虚偽収支報告の動機に関する限り、冒頭陳述も判決も誤った事実認定に基づくことにならざるをえない。いずれにしても県議会は議決により調査活動を開始した以上対策費問題に決着をつけなければならないのである。

このような困難な問題を生じた原因は検察官の冒頭陳述にある。冒頭陳述で述べる事実は十分に証明できる事実でなければならないのである。その点からすれば、検察官が対策費の受領者とされる議員の取調べをしなかったことが、検察官の認定に疑問を残す結果になったことは否めない。

11 お わ り に

抗告裁判所の前記決定は、県議会側の利益の優越を認め、記録保管検察官の閲覧一部不許可処分を取消し、対策費受領議員の氏名の開示を命じた点で支持できるが、裁判所が県議会名義の閲覧申請の性格をどのように理解したのか不明である。おそらく県議会の調査活動を公的な活動として承認してのことと思われる。

本問題を取り上げるにあたり、当然のことながら自ら県議会の抗告申立書や抗告裁判所の決定書等の関係書類に直接目を通すべきであったが、残念ながらプライバシーの壁に阻まれそれが叶わず、資料を専ら朝日新聞の広島版に辻記者によって平成18年10月以来間欠的に報道された「対策費交付をめぐる知事後援会事件」の新聞記事に拠らざるをえなかった。それだけに資料不足の感を否めないし、そのような状態で論述するのは好ましくないことは重々承知の上で、検察官の冒頭陳述が引き金となって県議会を紛糾させ県民の関心を呼んだ本件「県知事後援会事件」をめぐる検察の事件処理や当該被告事件の確定訴訟記録の閲覧許否さらには県議会における対策費受領議員の氏名情報の取扱等の諸問題を新聞情報に基づき法的側面から批判的に考察した。

裁判所の決定に基づき記録保管検察官が開示した氏名情報を、手元に留保してこれを議員に伝達することなく、これ以上の真相の解明は困難であることを理由に、調査活動の終結を宣言した議長の処置は、対策費問題の政治的解決であり、その意味で無難な処理ともいえるが、これに反発した一部県民が、現時点での問題の幕引は認められないとし、県議会に対し対策費受領議員の氏名公表を強く迫っているのも理由のないことではない。

(平成20年10月記)